

令和2年度

一般競争入札
市有地等売却のご案内
【西千手1丁目地内】

長岡市財務部管財課
長岡市大手通2丁目6番地（フェニックス大手イースト6階）
電話：0258-39-2211（直通）

目 次

| | ページ |
|------------------------|------|
| ○ 申し込みから所有権移転登記までの流れ | 1 |
| ○ 市有地等売却一般競争入札実施要項 | |
| I 物件の名称 | 2 |
| II 売却土地の表示及び予定価格（最低価格） | 2 |
| III 入札参加申込みについて | 2～5 |
| 1 入札参加申込受付期間及び受付場所 | |
| 2 入札参加資格 | |
| 3 入札参加申込条件 | |
| 4 入札参加申込時に持参していただくもの | |
| 5 入札参加申込みの方法 | |
| 6 土地利用計画書について | |
| 7 申込みにあたっての留意事項 | |
| 8 入札保証金について | |
| IV 入札について | 5～7 |
| 1 入札及び開札の日時 | |
| 2 入札に必要なもの（必要書類） | |
| 3 入札の方法 | |
| 4 入札の無効 | |
| 5 開札 | |
| 6 落札者の決定 | |
| 7 入札結果の公表 | |
| 8 入札の中止等 | |
| V 契約について | 7～9 |
| 1 契約の締結 | |
| 2 売買代金の支払い方法 | |
| 3 所有権の移転等 | |
| VI その他 | 9～10 |

| | |
|----------------------|----|
| ○ 用途地域内の建築物の用途制限（概要） | 11 |
|----------------------|----|

○ 入札応募等書類様式

- 様式 1 入札参加申込書
- 様式 2 入札書
- 様式 3 委任状
- 様式 4 同意書
- 様式 5 誓約書
- 様式 6 代表者選任届
- 様式 7 入札保証金変更届
- 様式 8 土地利用計画書
- 様式 9 土地利用計画変更届
- 様式 10 入札参加申込取下書
- 様式 11 入札参加辞退届
- 様式 12 質問票

○ 資料

- 資料 1 位置図
- 資料 2 物件調書
- 資料 3 指示事項
- 資料 4 実測図
- 資料 5 封筒記載例
- 資料 6 土地売買契約書（案）

申込みから所有権移転までの流れ

※詳しい内容については、本文をお読みください。

① 入札参加申込

- 受付期間：令和2年7月20日（月）から
令和2年9月30日（水）まで
（土・日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- 受付場所：長岡市 財務部 管財課
（長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階）
※現地説明会は実施いたしませんので、申込みにあたっては必ず現地を確認してください。
※入札参加申込の際に提出していただいた、土地利用計画書を審査し、審査終了後、入札参加許可証を交付します。

② 入 札

- 入札日時：令和2年10月22日（木）午前10時00分
- 受付時間：午前9時30分から午前10時00分まで
- 入札場所：まちなかキャンパス長岡 301 会議室
※入札保証金（入札額の5%以上）の納入が必要です。
※詳細は、6～7ページ参照

③ 落札者の決定

- 市の予定価格（最低価格）以上で、かつ、最高金額をもって入札した者を落札者に決定します。
※詳細は、7～8ページ参照

④ 契約の締結

- 契約締結期限：土地買受人決定通知書の交付日の翌日から14日以内
※契約保証金として、売買代金の10%以上の納入が必要となります。
※入札保証金を契約保証金に充当することができます。

⑤ 売買代金の納入

- 12月11日（金）までに売買代金を納入してください。
※契約保証金を売買代金に充当することができます。

⑥ 物件の引渡し及び所有権移転登記

- 売買代金の納入完了を確認後、令和2年12月25日（金）に、売却物件を引渡し、長岡市及び長岡地域土地開発公社が、それぞれ所有権の移転登記を行います。

市有地等売却一般競争入札実施要項

本要項は、一般競争入札により長岡市所有地（以下「市有地」という。）と長岡地域土地開発公社所有地（以下「公社所有地」という。）を一体で売却するにあたり、必要な事項を定めるものです。

入札参加希望者は、入札参加申込期間内に、入札参加申込書を提出していただき、入札参加申込条件を有していると長岡市が認める場合は、入札参加許可証を交付します。

長岡市が定める予定価格（最低価格）以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

この物件の入札に参加を希望される方は、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

I 物件の名称

1 市有地等「西千手1丁目地内」（以下「本物件」という。）

II 本物件の表示及び予定価格（最低価格）

| 区分 | 売却面積 | 予定価格（最低価格） | 所在地 | 内訳面積 |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|----------------------------|-------------------------|
| 土地 | 3,933.73 m ² | 235,237,054 円 | 長岡市西千手1丁目 1716番3（市有地） | 2,475.82 m ² |
| | | | 長岡市西千手1丁目 1716番1（公社所有地） | 1,457.91 m ² |
| 【備考】 ・地目：宅地 ・市街化区域第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%） ・第三種高度地区 | | | | |

※ 現地説明会は実施いたしませんので、申込みにあたり必ず現地をご確認のうえお申込みください。

※ 契約については、長岡市（以下「市」という。）及び長岡地域土地開発公社（以下「公社」という。）それぞれと締結していただきます。なお、契約金額は、落札額を市有地と公社所有地の面積で按分した額になります。

III 入札参加申込みについて

1 入札参加申込期間及び受付場所

<申込期間>

令和2年7月20日（月）から令和2年9月30日（水）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ 土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。

<申込場所>

〒940-0062

新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト6階

長岡市 財務部 管財課 (電話：0258-39-2211 (直通))

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ア 成年被後見人
 - イ 未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 破産者で復権を得ていない者
- (2) 過去3年間に、次の各号の一に該当する行為を行った者。また、その者を代理人として使用する者
 - ア 入札において、その公正な執行を妨げる行為又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合する行為
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げる行為
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
 - エ 前各号の一に該当する事実があつた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用する行為
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (5) 暴力団員と認められる者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (8) 法人にあつては、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。(9)において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (9) 法人にあつては、その役員のうち(5)から(7)までのいずれかに該当する者がある

者

3 入札参加申込条件

- (1) 申し込みは、1個人又は1法人につき1回までとし、共有で入札に参加する場合は、1共有入札者につき1回までとします。
- (2) 以下の条件を付します。

ア 一般的な制限等について

本物件は、第一種住居地域による制限があります。

※ 建物の制限についての詳細は11ページのとおりです。

イ 本物件売却にあたっての、市及び公社が独自に設ける土地利用上の特約について

第一種住居地域による制限のほか、次に掲げる建築物を建築することは認めません。

- ① 公益施設・病院・学校等の区分のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、図書館等、神社、寺院、教会等、自動車教習所
- ② 遊戯施設・風俗施設の区分に該当するもの
- ③ 工場・倉庫等の区分のうち、畜舎、自動車修理工場、作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場、火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設
- ④ 集会場（用途地域内の建築物の用途制限（概要）に記載が無いもの）

ウ 買戻し特約について

土地売買契約書に5年間の買戻し特約を設けます。買戻しの際には、原状に回復して返還していただきます。

- ① 所有権移転登記が完了した日から起算して3年を経過する日までに事業に着手しない場合は、契約額の20%を違約金として徴収した上で、市及び公社が契約額で本物件を買い戻します。
- ② 所有権移転登記が完了した日から起算して5年を経過する日までに入札参加申込の際に提出していただく土地利用計画書に反する建物を建築した場合及び建物の用途を変更した場合は、契約額の20%を違約金として徴収した上で、市及び公社が契約額で本物件を買い戻します。
- ③ 買戻し特約の詳細については、土地売買契約書（案）をご覧ください。

エ 乗り入れについて

市道からの乗り入れについては下記及び指示事項（資料3）のとおりとしてください。

- ① 原則として乗り入れは、1施設1箇所となります。2箇所以上必要な場合は道路管理者と協議してください。

- ② 土地利用計画において使用しないとした乗り入れ箇所については、現況を歩道の形態に直していただきます。
- ③ 指示事項（資料3）のNo.1箇所から乗り入れをする場合は、乗り入れの形状に直してから使用してください。また、使用しない場合は、歩道の形態に直していただきます。
- ④ 指示事項（資料3）のNo.5箇所から乗り入れをする場合は、乗り入れの形状に直してから使用してください。また、使用しない場合は、道路管理者の指示に従ってください。
- ⑤ 上記①から④何れの場合も、道路管理者と協議の上、落札者の責任と負担において行ってください。

4 入札参加申込時に持参していただくもの

- (1) 入札参加申込書（様式1）
- (2) 個人の場合は入札参加申込者本人の住民票の写し（1通）（発行から3ヶ月以内のもの。）
法人の場合は現在事項全部証明書（1通）（発行から3ヶ月以内のもの。）
- (3) 同意書（様式4）（2 入札参加資格(1)ーイに該当する場合）
- (4) 誓約書（様式5）（過去2年以内に市に提出したことがある場合は、不要です。）
- (5) 共有で入札に参加しようとする場合には、代表者選任届（様式6）と(2)がそれぞれ全員分必要です。（共有で入札する場合でも、入札者は代表者1名となります。）
- (6) 土地利用計画書（様式8）

5 入札参加申込みの方法

申込期間内に、入札参加申込書（様式1）に必要書類を添えて、申込場所に直接持参してください。なお、電話・郵送・ファックス・メールによる申込みは受けません。

6 土地利用計画書の作成について

入札参加申込時に提出していただく土地利用計画書については、土地利用計画書（様式8）を表紙にし、下記内容の資料を添付し、A4判で2部提出してください。なお、添付資料の書式については任意とします。また、提出した土地利用計画書の内容等を変更したい場合は、入札参加申込期間内に土地利用計画変更届（様式9）とそれに付随する添付資料を提出してください。

- (1) 土地の利用目的
- (2) 敷地内に建設する建物の概要
- (3) スケジュール
- (4) 計画図

7 申込みにあたっての留意事項

- (1) 落札後の売買契約は、入札参加申込書に記載された名義人と契約になります。ただし、共有で入札に参加する場合は代表者選任届（様式6）に記載された共同入札参加者の連名での契約となります。また、市及び公社それぞれと売買契約を結んでいただきます。
- (2) 入札参加申込みの取り下げは、申込期間内に限り、行うことができます。
- (3) 市有地及び公社所有地を合わせて売却します。

8 入札保証金について

- (1) 入札に参加される方は、入札に際し、入札保証金が必要となりますので「入札参加申込書（様式1）」に、入札額の5%以上の入札保証金額を記載してください。後日市が発行する納入通知書にて、入札開始前までに金融機関で納付の上、入札当日、受付へ入札保証金の領収書を提出してください。
- (2) 入札保証金を変更する場合は、入札保証金変更届（様式7）を10月15日（木曜日）までに提出してください。
※ 入札保証金の減額変更は認めません。
- (3) 入札後の入札保証金の取り扱いについては、以下のとおりです。
 - ア 落札者
所定の様式で申請いただくことにより、契約保証金の一部に充当することができます。指定した契約締結日までに落札者が契約を締結しないときは、当該落札を取り消し、入札保証金は市に帰属します。
 - イ 落札者以外の者
指定された金融機関の口座に返還します。
- (4) 入札保証金には利息は付しません。

IV 入札について

1 入札及び開札の日時

- (1) 入札日時 令和2年10月22日（木）午前10時00分
 - (2) 受付時間 午前9時30分から午前10時00分まで
 - (3) 開札時間 入札締切後即時
 - (4) 場所 まちなかキャンパス長岡 301 会議室
- ※ 受付の状況により、入札開始時間が遅れることがあります。

2 入札に必要なもの（必要書類）

- (1) 入札書（様式2）
- (2) 封筒（封筒記載例を参照）
- (3) 入札保証金の領収書（納入通知書の半券。領収日付印が押してあるもの。）
- (4) 委任状（様式3。代理人により入札しようとする場合のみ。）
- (5) 入札者の身分を証明する書類（運転免許証等）
- (6) 入札参加許可証

3 入札の方法

- (1) 入札執行時間前に受付で入札参加許可証及び入札保証金の領収書を提出してください。
- (2) 入札参加者は、入札書（様式2）に必要な事項を記入し、入札書を封筒（封筒記載例を参照）に入れ、封印した上、入札執行職員の指示に従って入札箱に投函してください。
- (3) 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を入札の受付時に提出してください。
- (4) 入札の当日、出席しなかった者又は入札開始時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。
- (5) 入札者は、その投函した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできません。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 申込人の委任を受けていない者がした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額（入札額の5%以上）に達しない者がした入札
- (4) 入札書等の押印を必要とする場所に押印がない入札
- (5) 入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (7) 入札書の金額を訂正、削除、挿入等した入札
- (8) 入札に関し連合するなど不正な行為を行った者がした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

落札者が(1)、(2)、(8)、(9)に該当することが後日判明した場合、その事実が判明した時点でその者のした入札を無効とします。契約締結前の場合、入札保証金については市に帰属し、返還しません。契約締結後の場合、契約書第19条に基づき契約を解除します。

5 開札

- (1) 開札は、入札締切後、直ちに入札者立会のもとで行います。
- (2) 開札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会職員以外の者は入場することができません。

6 落札者の決定

- (1) 市の予定価格（最低価格）以上で、かつ、最高金額をもって入札した者を落札者とします。落札者には、後日、土地買受人決定通知書を交付します。
- (2) いずれの入札金額も予定価格（最低価格）に達していない場合は、再入札は行わず、入札を打ち切ります。
- (3) 最高金額をもって入札した者が2人以上いる場合は、当該入札者にくじを引いてもらい落札者を決定します。くじ順については、予備くじにより決定します。

7 入札結果の公表

落札者があるときは、その場でその者の会社名（個人の場合は個人名）及び金額を開札に立ち会った入札者にお知らせます。

8 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

V 契約について

1 契約の締結

- (1) 落札者は、土地買受人決定通知書の交付日の翌日から14日以内に管財課において、契約の締結を行っていただきます。期日までに契約を締結されない場合は、買受人の決定は無効となります。
- (2) 契約締結前までに、売買代金の10%以上の契約保証金を市及び公社が発行する納入通知書により納入してください。なお、入札前に納入した入札保証金を充当することができます。
- (3) 契約締結に必要な書類等
 - ア 印鑑
 - イ 収入印紙
 - ウ 契約保証金の受領書（納入通知書の半券。領収日付印が押してあるもの。）
 - エ 登記原因証明情報（開札後、落札者にお渡しします。）
- (4) 落札者が次項で定める期限までに売買代金を納入しない場合は、契約保証金は市

及び公社に帰属し、返還しません。

- (5) 契約締結に要する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担とします。

2 売買代金等の支払い方法

- (1) 市及び公社がそれぞれ発行する納入通知書により、12月11日（金）までに売買代金を一括納付してください。
- (2) 所定の様式で申請いただくことにより、契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。
- (3) 所有権の移転登記は市及び公社で行いますので、市及び公社が用意する国税収納金納付書により、登録免許税を金融機関に納入し、領収証書を市まで届けてください。

3 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入完了を確認後、令和2年12月25日（金）に所有権が移転するものとします。
- (2) 本物件の引渡しは、売買代金納入完了確認後、令和2年12月25日（金）に行います。
- (3) 本物件の所有権移転登記は、土地代金及び登録免許税納入完了確認後、令和2年12月25日（金）に市及び公社が手続きします。

VI その他

- 1 本物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず入札参加者ご自身で事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- 2 本物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行ってください。
- 3 越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行ってください。
- 4 本物件の地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っておりません。なお、調査等にかかる費用については、落札者の負担とし、市及び公社は、このことによる一切の損害賠償等の責任を負わないものとします。
- 5 市有地は、平成22年度の旧消防本部の解体に際し、基礎杭の引き抜きができず、地中での取壊しとなっています。
- 6 杭の取壊しにあたり、重機進入のためD=1.0mの地盤改良（セメント安定処理）を行っています。（A=1,132㎡）
- 7 敷地内に、井戸が存置されています。
- 8 施工にあたっては、可能な限り長岡市内の業者に受注等するように努めてください。

- 9 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- 10 不明な点は、10月9日（金）午後5時15分までに質問票（様式12）を使用し、電子メールでお問い合わせください。なお、質問に対する回答は、質問者を伏せてホームページ上に公開します。
- 質問のメールを送信した際は、必ず電話による着信確認を行ってください。
- 送信先メールアドレス：kanzai@city.nagaoka.lg.jp

○用途地域内の建築物の用途制限（概要） ×：市及び公社が独自に設ける土地利用上の特約 (H29.4現在)

| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> □ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 </div> <p>①一定規模以下のものに限り建築可能 ②当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能 ③当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 ④当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能 ⑤当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能 ⑥物品販売店舗、飲食店が建築禁止</p> | | 第一種低層住居専用地域 | 第二種低層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域 | 第二種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域 | 第二種住居地域 | 準住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------|--------------|--------------|---------|---------|-------|--------|------|-------|------|--------|
| 住居系 | 住宅 | | | | | | | | | | | | |
| | 兼用住宅 | ① | ① | ① | | | | | | | | | |
| | 共同住宅、寄宿舎、下宿 | | | | | | | | | | | | |
| 公益施設・病院・学校等 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 | | | | | × | | | | | | | |
| | 大学、高等専門学校、専修学校等 | | | | | × | | | | | | | |
| | 図書館等 | | | | | × | | | | | | | |
| | 神社、寺院、教会等 | | | | | × | | | | | | | |
| | 診療所 | | | | | | | | | | | | |
| | 保育所等 | | | | | | | | | | | | |
| | 病院 | | | | | | | | | | | | |
| | 老人ホーム、福祉ホーム等 | | | | | | | | | | | | |
| | 老人福祉センター、児童厚生施設等 | ① | ① | | | | | | | | | | |
| | 公衆浴場 | | | | | | | | | | | | |
| 巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物 | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車教習所 | | | | | | × | | | | | | | |
| 店舗等 | 店舗・飲食店等 | 2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定のもの | | | | | | | | | | ⑥ | |
| | | 2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定のもの | | | | | | | | | | ⑥ | |
| | 上記以外の店舗、飲食店 | | | ③ | ④ | ⑤ | ⑤ | | | | | ⑤ ⑥ | |
| 事務所等 | | | | ③ | ④ | | | | | | | | |
| ホテル、旅館 | | | | | ④ | | | | | | | | |
| 遊技施設・風俗施設 | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バットニング練習場 | | | | | × | | | | | | | |
| | カラオケボックス等 | | | | | | ⑤ | ⑤ | | | | ⑤ ⑤ | |
| | マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 | | | | | | ⑤ | ⑤ | | | | ⑤ | |
| | 劇場、映画館、演芸場、観覧場 | 客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの | | | | | | | | | | | |
| | | 客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの | | | | | | | | | | | |
| | ナイトクラブ等 | | | | | | | ② | | | | | |
| | キャバレー、料理店等 | | | | | | | | | | | | |
| 個室付浴場業等 | | | | | | | | | | | | | |
| 複合施設 | 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの（劇場、映画館、演芸場、観覧場については客席部分の床面積） | | | | | | | | | | | | |
| 工場・倉庫等 | 自動車車庫 | 2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下のもの | | | | | | | | | | | |
| | | 3階以上又は床面積の合計が300㎡を超えるもの（一定規模以下の附属車庫等を除く） | | | | | | | | | | | |
| | 倉庫業を営む倉庫 | | | | | | | | | | | | |
| | 畜舎 | | | ① | × | | | | | | | | |
| | パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店等で作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの | ① | ① | ① | | | | | | | | | |
| | 自動車修理工場 | 作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの | | | | × | | | | | | | |
| | | 作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの | | | | | | | | | | | |
| | | 作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの | | | | | | | | | | | |
| | 作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 | | | | | × | | | | | | | |
| | 作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 | | | | | | | | | | | | |
| 作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 | | | | | | | | | | | | | |
| 危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 | | | | | | | | | | | | | |
| 火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量 | 量が非常に少ない施設 | | | | ③ | × | | | | | | | |
| | 量が少ない施設 | | | | | | | | | | | | |
| | 量がやや多い施設 | | | | | | | | | | | | |
| | 量が多い施設 | | | | | | | | | | | | |
| 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等 | 都市計画区域内においては、都市計画決定が必要 | | | | | | | | | | | | |

注)本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。(詳細は建築基準法をご参照ください。)